

鋼管足場用の部材及び附属金具の規格

第七章ベース金具（第六十九条―第七十八条）から抜粋

第二節 ジャツキ型ベース金具

（材料等）

第七十三条 ジャツキ型ベース金具の各部に使用する材料は、次の表の上欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規格に適合するもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。（表）

2 ジャツキ型ベース金具の各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならない。

（構造）

第七十四条 ジャツキ型ベース金具は、ねじ棒、台板及び調節ナットを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一 使用高（台板の下端から調節ナットの上端までの高さをいう。以下この号、次条及び第七十六条において同じ。）を最大にした場合において、その使用高が三百五十ミリメートル（低層わく用のものにあつては、二百五十ミリメートル）以下であること。

二 前号の場合において、わく組足場用の建わくの脚柱に差し込むことができる部分の長さが九十五ミリメートル以上であること。

（強度等）

第七十五条 ジャツキ型ベース金具（低層わく用のものを除く。以下この条において同じ。）は、次の表の上欄に定める試験方法による試験を行った場合に、次の表の下欄に定める強度を有するものでなければならない。（表）

2 前項の試験に用いる心金B、ナイフエツジ及びナイフエツジ受け座並びに鋼管Bは、それぞれ別表第三号、第四号及び第二十二号に定めるところに適合するものでなければならない。

（強度）

第七十六条 低層わく用のジャツキ型ベース金具は、次の表の上欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の下欄に定める強度を有するものでなければならない。（表）

2 前項の試験に用いる心金A、ナイフエツジ及びナイフエツジ受け座並びに鋼管Eは、それぞれ別表第三号、第四号及び第二十二号に定めるところに適合するものでなければならない。

（表示）

第七十七条 ジャツキ型ベース金具は、見やすい箇所に次の事項が表示されているものでなければならない。

一 製造者名

二 製造年並びに上期及び下期の別

三 わく組足場用のものである旨（低層わく用のものにあつては、その旨）

（適用除外）

第七十八条 ジャツキ型ベース金具で、第七十三条から第七十六条までの規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が第七十三条から第七十六条までの規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合は、この告示の関係規定は、適用しない。

（以上）